

### 新型コロナウイルス感染症の電話相談窓口

以下の情報は、12月1日時点のものです

#### 一般的な相談窓口

新型コロナウイルス感染症の特徴・予防方法、心配な症状が出た時の対応など

#### 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口」

日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語での相談可

フリーダイヤル ☎0120-565-653

午前9時～午後9時(土・日曜日、祝日を含む)

\*タイ語は午後6時まで、ベトナム語は午後7時まで

#### 都「新型コロナ・オミクロン株コールセンター」

日本語、英語、中国語、韓国語、タガログ語、ネパール語、ミャンマー語、フランス語、ポルトガル語など12か国語での相談可

ナビダイヤル ☎0570-550-571

午前9時～午後10時(土・日曜日、祝日を含む)

聴覚障害のある方 FAX5388-1396

相談票に記入のうえ、送信 相談票

[問合せ]保健予防課感染症係☎5608-6191

\*新型コロナウイルス感染症に関する最新情報は区ホームページを参照

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**来所相談は行っていません。**ご理解・ご協力をお願いします。

#### 発熱などの症状がある方の相談先

##### かかりつけ医がいる場合

必ず電話で日頃受診している医療機関にご相談ください。

##### かかりつけ医がいない場合や相談先に迷う場合

診療や検査が可能な地域の医療機関をご案内します。

#### 東京都発熱相談センター

☎5320-4592または☎6258-5780

24時間対応(土・日曜日、祝日を含む)

#### 墨田区発熱・コロナ相談センター☎5608-1443

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

\*新型コロナウイルス感染症による不安やストレス等も相談可 \*混雑時は電話が繋がりにくい場合あり \*診察が可能な区内の医療機関の一覧は都ホームページを参照

#### 後遺症にお悩みの方の相談先

電話の際に、**「後遺症の相談」とお伝えください。**

#### 墨田区後遺症相談センター☎5608-1443

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

### 予約せずに接種できます 新型コロナワクチン臨時接種会場

都と連携した臨時接種会場で新型コロナワクチンを接種できます。

[とき]12月16日(金)午後3時～7時半、12月17日(土)午前11時半～午後4時 [ところ]丸井錦糸町店6階(江東橋3-9-10) [対象]12歳以上で、新型コロナワクチンを2回以上接種し、前回の接種から3か月が経過している方 \*区外在住の方も可 [費用]無料 [持ち物]接種券、接種履歴を証明するもの(接種済証等)、本人確認書類 [申込み]当日直接会場へ [問合せ]墨田区コロナワクチン接種問い合わせダイヤル☎0120-714-587 \*受け付けは午前8時半～午後5時15分(土・日曜日、祝日を含む)

その他の新型コロナワクチン接種に関する情報は、区ホームページをご覧ください。



区HP



区HP(やさしい日本語)

受給を終了した方の再申請期限は**5年3月31日(予定)まで!**

#### 住居確保給付金

離職者等で就業意欲がある方のうち、住居を失った、または失いかねない方に一定期間、求職活動を条件として家賃相当額(上限あり)を支給します。受給を終了した方の再申請の期限は、**5年3月31日まで延長する予定です。**なお、解雇された方で対象となる方は、今回の期限が過ぎても再申請できます。要件や必要書類、申請方法等の詳細は問い合わせるか、区ホームページをご覧ください。

[問合せ]くらし・しごと相談室すみだ(区役所3階・生活福祉課受け付け窓口)☎5608-6289

申請期限は**12月31日(消印有効)まで!**

#### 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

緊急小口資金等の特例貸付けを終了等により利用できない世帯へ、就労による自立を図る等のため、一定期間支援金を給付します。また、本支援金の受給を終了した方の再申請を受け付けます。**申請期限はいずれも12月31日(消印有効)です。**要件や必要書類、申請方法等の詳細は問い合わせるか、区ホームページをご覧ください。

[問合せ]墨田区新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金担当☎5608-1254

墨田区国民健康保険または東京都後期高齢者医療制度の被保険者で**全ての要件**を満たす方

#### 新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給

墨田区国民健康保険または東京都後期高齢者医療制度の被保険者で、以下の**全ての要件を満たす方**に、傷病手当金を支給します。受給には**申請が必要**です。受給を希望する場合は、**必ず事前に電話でお問い合わせ**ください。

[対象要件] ▶給与等の支払いを受けている被用者である(個人事業主・フリーランスを除く) ▶新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の症状があり感染が疑われることが医師等により証明される場合で、療養のために労務に服することができない ▶労務に服することができない期間について給与の全額または一部が支給されない[支給期間]労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間[支給額]直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数 \*上限あり [適用期間]2年1月1日～5年3月31日の間で療養のため労務に服することができない期間(ただし、入院が継続する場合等は、最長1年6か月まで) \*申請期限は、支給対象となる日ごとに、その翌日から起算して2年以内 [問合せ] ▶墨田区国民健康保険の被保険者=国保年金課こくほ給付係☎5608-6123 ▶東京都後期高齢者医療制度の被保険者=広域連合お問合せセンター☎0570-086-519・FAX0570-086-075 \*広域連合お問合せセンターの受け付けは、月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日・年末年始を除く)

**ご注意ください** 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本紙に掲載されている記事は、内容(期日や施設等)が変更または中止となる場合があります(最新情報は各申込先・問合せ先へ)。なお、施設等をご利用の際は、各施設でお願いしている感染症対策にご協力ください。

### 入学準備金を支給します 就学援助(入学準備金)受給申請

5年4月に小・中学校に入学する子どもの保護者で経済的に困りの方へ、入学準備金を支給します(今回は物価高騰分の補助金も支給)。受給を希望する方は、申請書をご提出ください。申請書は、新小学校1年生の保護者へ送付します。新中学校1年生の保護者で就学援助の受給を希望する方は、お問い合わせください。

なお、すでに就学援助を受給している現在小学校6年生の保護者には、物価高騰分の補助金の申請書を郵送しますので、忘れずに申請してください。**[対象]**5年4月に小・中学校に入学する子どもがいる次の全ての要件を満たす保護者 ▶5年2月1日現在、区内在住である ▶令和4年度就学援助の認定基準において準要保護に該当する ▶生活保護を受けていない**[支給額]** ▶就学援助(入学準備金)=小学校5万1060円、中学校6万円 ▶物価高騰分の補助金=小学校2042円、中学校2400円**[支給時期]**5年2月末**[申請方法]**申請書等を直接または郵送で5年1月13日(消印有効)までに〒130-8640学務課事務担当(区役所11階)☎5608-6303へ \*申請書や申請方法等の詳細は問い合わせるか、区ホームページを参照

### 対象を拡充します 子ども医療費助成制度

5年4月1日から、子ども医療費助成制度の対象の上限を、15歳到達後最初の3月31日までから、18歳到達後最初の3月31日までに拡充します。対象者には、申請に必要な書類を12月下旬までに送付しますので、申請をお願いします。申請後、5年3月下旬に医療証を送付する予定です。なお、現在中学校3年生ですすでに子ども医療証をお持ちの方は、申請の必要はありません。

[問合せ]子育て支援課児童手当・医療助成係☎5608-1439

### 12月27日が納期限です 固定資産税・都市計画税

令和4年度固定資産税・都市計画税(第3期分)の納期限は12月27日です。納期限までに納付書裏面に記載の金融機関、コンビニエンスストア等で納めてください。口座振替や金融機関・郵便局のペイジー対応のATMのほか、スマートフォン決済アプリ、パソコン等からクレジットカードやインターネットバンキングでも納付できます。

[問合せ] ▶固定資産税・都市計画税=墨田都税

事務所☎3625-5061 ▶口座振替=都主税局徴収部納税推進課☎3252-0955、税務課税務係☎5608-6008

### 障害のある方への虐待を防ぐために 墨田区24時間障害者虐待通報ダイヤル

障害のある方への虐待を防ぐには、小さな兆候を見逃さず、早期に発見することが大切です。「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」により、障害のある方への虐待を発見した方は区市町村へ通報する義務があります。

虐待を受けたと思われる障害のある方を発見した方や、虐待を受けた方、虐待をしたと悩んでいる方は、すぐに通報ダイヤルへご連絡ください。秘密は厳守されるため、連絡した方が特定されることはありません。また、虐待ではなかった場合でも、通報したことへの責任を問われることはありません。

[連絡先]墨田区24時間障害者虐待通報ダイヤル☎3625-1103・FAX5608-6423・E: syougaihusok@city.sumida.lg.jp [費用]無料 \*通話料は自己負担 [問合せ]障害者福祉課障害者相談係☎5608-6165・FAX5608-6423

ご注意ください 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本紙に掲載されている記事は、内容(期日や施設等)が変更または中止となる場合があります(最新情報は各申込先・問合せ先へ)。なお、施設等をご利用の際は、各施設でお願いしている感染症対策にご協力ください。

ご存じですか 障害基礎年金

事故や病気等で、日常生活に著しく支障をきたす障害の状態になったときに受けられます。【対象】障害の状態が国民年金法の障害等級1・2級に該当し、次のいずれかに当てはまる方▶国民年金に加入中、または60歳以上65歳未満で国内在住中に初診日があり、保険料の納付要件(加入期間のうち、納付済期間が2/3以上あるか、直近の1年間に保険料の滞納がないこと)を満たしている▶20歳前に初診日がある \*国民年金法の障害等級と障害者手帳の障害等級は異なる【支給額(月額)】▶1級=8万1020円▶2級=6万4816円 \*初診日が20歳前の場合は、所得による受給制限あり【問合せ】国保年金課国民年金係☎5608-6129

ぜひ、ご利用ください ふれあい入浴デー

12月22日(木)の冬至の日は、にこにこ入浴誌をお持ちの方および一緒に入場するご家族が、区内の公衆浴場を半額で利用できる「ふれあい入浴デー」で、ゆず湯を実施します。これに伴い、毎週木・金曜日のいずれか1日無料で入浴できる「にこにこ入浴デー」は、12月21日(水)・23日(金)のいずれか1日となります。また、12月29日(木)・30日(金)の「にこにこ入浴デー」はお休みですご注意ください。【費用】▶12歳以上の方=250円▶6歳~11歳の方=100円▶5歳以下の方=50円 \*通常の入浴料金の半額【問合せ】高齢者福祉課支援係☎5608-6168

明るい選挙の実現をめざして 寄附禁止のルール

政治家の寄附の禁止 政治家が選挙区内の人に▶歳暮、病気見舞い▶入学・卒業・就職祝い▶葬式・落成式・開店祝いの花輪▶スポーツ大会や町内会の催しへの差し入れ、寸志等のような金品を贈ることは、いかなる名義であっても禁止されており、罰則の対象となります。ただし、本人が自ら出席する結婚披露宴の祝儀や葬式・通夜の香典は、罰則の対象となりません。 後援団体の寄附の禁止 政治家の後援団体が、選挙区内で花輪・祝儀・香典などを出すことは禁止されています。ただし、後援団体の設立目的による行事等への寄附は除かれます。 政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止 誰でも、政治家に対して寄附を出すよう勧めたり、要求したりすることは禁止されています。 挨拶状などの禁止 政治家は、答礼のための自筆によるものを除き、選挙区内の人に年賀状等の挨拶状を出すことは禁止されています。また、選挙区内の人への挨拶を目的として、新聞・雑誌などに有料広告(名刺広告など)を出すとは処罰されます。 【問合せ】選挙管理委員会事務局☎5608-6320

ご注意ください すみだ女性センターの臨時休館

すみだ女性センター(押上2-12-7-111)は館内設備の整備のため、12月15日(木)に臨時休館します。【問合せ】すみだ女性センター☎5608-1771

今年は届出の年です 医療従事者

医療従事者は、医師法等に基づき、12月31日現在の住所、氏名、勤務先などを2年ごとに届け出る必要があります。対象の方は届出をお願いします。【対象】▶医師、歯科医師、薬剤師=免許を有する方▶保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士=都内で免許に係る業務に従事している方【届出方法】届出用紙を直接または郵送で5年1月16日(必着)までに▶医師、歯科医師、薬剤師=住所地または勤務地を管轄する保健所へ▶保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士=勤務地を管轄する保健所へ \*届出用紙は住所地または勤務地を管轄する保健所(墨田区では区役所5階の生活衛生課)で配布【問合せ】生活衛生課生活環境係☎5608-6939

冬はノロウイルスによる食中毒が増えます 食品の衛生歳末一斉事業等

一斉監視指導の実施 年末は、贈答用などの多種多様な食品が短期間に大量に流通します。保健所では食中毒や食品による事故を防ぐため、年末まで、飲食店やスーパーマーケット等に対する一斉監視指導を実施しています。 ノロウイルスによる食中毒の予防 冬はノロウイルスによる食中毒が増加する季節です。この食中毒は、ウイルスに汚染された二枚貝を生や生に近い状態で食べた場合や、ウイルスに感染した

オンライン申請が便利です 令和5年度分特定自転車駐車場の利用申請

5年4月1日~6年3月31日の利用が可能となる、令和5年度分特定自転車駐車場の利用申請を受け付けます。受け付けを行う自転車駐車場は表1・2のとおりです。申請は1人につき1台・1か所で、申請書には第2希望まで記入できます。申請書の提出のほか、パソコンやスマートフォンからのオンライン申請もできます。第1種自転車駐車場のオンライン申請をした方は、使用料のキャッシュレス決済(クレジットカードまたはペイジー払い)ができます。また、現在利用中の方も、令和5年度分の利用には改めて申請が必要です。【対象】主に通勤通学等のために自転車を利用する方 \*障害のある方は優先で受け付け【利用料金等】表3のとおり【申請方法】5年1月6日~27日(消印有効)に▶オンライン=専用サイトから申込み \*初めての方はマイページ登録が必要▶申請書(直接)=押上駅前、錦糸町駅北口地下・南口地下自転車駐車場へ(当該自転車駐車場以外の申請書も提出可/受け付けは午前8時~午後8時) \*土木管理課(区役所10階)でも提出可▶申請書(郵送)=芝園開発株式会社(〒160-0023新宿区西新宿7-21-1新宿ロイヤルビル502)へ \*申請書は、各自転車駐車場の特設ボックスと土木管理課(区役所10階)で配布 \*申請数が募集台数を超えた自転車駐車場は、5年2月6日にコンピューターによる抽選を実施(結果は▶オンライン=Eメール▶申請書=郵送で通知)[落選時のキャンセル待ちについて]補欠順位によるキャンセル待ち可 \*利用辞退等で第1希望の自転車駐車場に空きが生じた場合にのみ、該当者へ通知【受け付け終了後に空きがある自転車駐車場について】5年2月14日~3月3日(消印有効)に募集(抽選) \*申請書は押上駅前、錦糸町駅北口地下・南口地下自転車駐車場、土木管理課(区役所10階)で配布(オンライン申請も可) \*空きがある自転車駐車場の

食品取扱者を介して汚染された食品を食べた場合などに起こります。また、患者の糞便や嘔吐物などからウイルスに感染することもあります。以下の予防ポイントを守り、ノロウイルスによる食中毒を防ぎましょう。【予防ポイント】▶石鹸を使って十分に手洗いをする▶下痢や嘔吐等の症状がある場合は、食品を直接取り扱う作業をしない▶ノロウイルスは熱に弱いので、二枚貝は中心部までよく加熱する▶牡蠣を生で食べるときは「生食用」の表示があることを確認する \*詳細は区ホームページを参照 【問合せ】生活衛生課食品衛生係☎5608-6943

できることから始めましょう フードドライブの常設窓口

家庭で余っている食品を集め、福祉団体やフードバンクなどに寄付するフードドライブの常設窓口を12月12日(月)から設置します。ぜひ、ご協力をお願いします。なお、受け付け時に職員が食品を確認し、条件を満たしていない場合は、回収できない場合があります。詳細は、区ホームページをご覧ください。【ところ】すみだ清掃事務所本署(業平5-6-2)【対象】米、インスタント・レトルト食品、コーヒーなどの嗜好品、調味料、缶詰、パスタなどの乾物類(生鮮食品、アルコール類、冷凍食品を除く)で次の全ての要件に当てはまるもの▶未開封で賞味期限が2か月以上ある▶常温で保存できる【問合せ】すみだ清掃事務所分室☎5637-8905

一覧は専用サイトに掲載予定【問合せ】▶申請=特定自転車駐車場利用申請受付コールセンター☎050-2018-2535 \*受け付けは午前8時半~午後5時半▶その他=土木管理課交通安全担当☎5608-6203

第1種特定自転車駐車場(表1)

駅名	名称
押上駅	中之郷
小村井駅	第一・第二
鐘ヶ淵駅	北・南
菊川駅	北口・北口第二・新大橋通り北・新大橋通り南
錦糸町駅	牡丹橋通り
とうきょうスカイツリー駅	第一・第二
東向島駅	高架下
曳舟駅	高架下
本所吾妻橋駅	第一・第二・第三・第四・西臨時
八広駅	新四ツ木橋下・第二
両国駅	高架下・西口・西口臨時

第2種特定自転車駐車場(表2)

駅名	名称
押上駅	駅前
錦糸町駅	北口地下・南口地下・南口機械式

●錦糸町駅南口機械式は、駐車可能な自転車かどうか車検を受けてから申請してください。雨除けカバーが付いた大型子乗せ自転車、改造自転車、センタースタンドの付いたもの、タイヤが太いもの、カゴが幅広タイプのものなど、駐車できない自転車があります。また、荷物をかごに入れた状態の自転車も駐車できません。

令和5年度分特定自転車駐車場利用料金(表3)

対象	区分	区内在住 通勤在学の方	左記以外の方
押上駅前、錦糸町駅北口地下・南口地下(月額)	一般	2000円	2500円
	学生	1400円	1700円
錦糸町駅南口機械式(月額)	一般	1000円	1250円
	学生	700円	850円
上記以外の自転車駐車場(年額)	一般	4000円	5000円
	学生	2800円	3500円